



茨城県警察本部
IBARAKI

「茨城県特定金属類取扱業 に関する条例」に係る説明会

茨城県警察本部

生活安全総務課条例改正PT

第1章 条例の概要

- ★ 条例制定の趣旨や条例の内容等について

第2章 施行規則

- ★ 申請要領及び詳細なルールについて

第3章 本人確認・保存方法等

- ★ 本人確認方法・書類・記録の作成方法等について

1

条例の概要

第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

1 条例制定の趣旨

盗難等に遭った特定金属類の流通防止及び速やかな発見のため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行い、もって特定金属類に係る窃盗等の犯罪の防止及びその被害の迅速な回復に資することを目的としています。

第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

2 規制対象金属の定義

(定義) ※一部省略

第2条 この条例において「特定金属類」とは、次のいずれかに該当する物であって、一度使用されたもの若しくは使用されることなく使用のために取引されたもの又は製品の製造、加工、修理に伴い副次的に得られたものをいう。 (ただし古物を除く。)

- (1) アルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金並びにこれらの製品（次号を除く。）
- (2) 自転車その他解体することによりアルミニウム、鉄、銅又はこれらの合金を回収することができる製品として公安委員会規則で定めるもの
- (3) 自動車の装置であって、当該装置内の部品に塗布されたロジウム、パラジウム又は白金を触媒として自動車排出ガスを浄化するもの

第1章 条例の概要

① 条例の趣旨・骨子

現行条例での「**金属くず**」は

古物以外の**全ての金属**（貴金属、レアメタル、レアアースなど金属の全て）が規制の対象。

新条例での「**特定金属類**」は

- ・アルミ、鉄、銅の3種類の卑金属とその合金
- ・アルミ、鉄、銅を主としている製品
- ・自動車の排ガス触媒に使用されている金属
- ・再使用不能な自転車やエアコンの室外機等

のみを対象として一部の金属に限定しています。 ※古物として取引される場合を除く。

- 金、銀、白金などの貴金属※白金は触媒利用のものを除く。
- 錫（すず）、鉛（なまり）などその他の卑金属

上記の金属しか扱わない様な事業者にあっては、今後は許可自体が不要です。



第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

3 規制対象品となり得る品目（例）

★古物を除くアルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金・製品、自動車排出ガスを浄化するための装置（触媒）



★古物を除くアルミニウム、鉄、銅又はこれらの合金を回収することができる製品

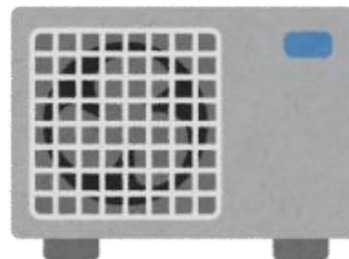
自転車



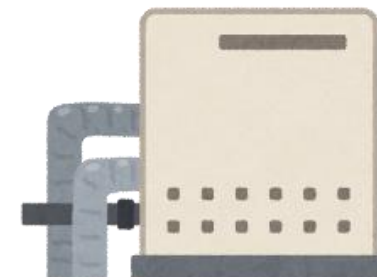
原動機付自転車



エアコンの室外機



ガス給湯器



第1章 条例の概要 ① 条例の趣旨・骨子

4 古物と特定金属類の例

★その他本来の目的に再び使用できるもの = 古物営業法に規定する「古物」に該当【古物商許可の対象】



変形のないグレーチング



変形のない敷鉄板



アルミホイール

★社会通念上、本来の使用目的で使えなくなった物 = 条例上の「特定金属類」に該当【本条例許可の対象】



変形したグレーチング



フレームが変形した自転車



マフラー内の担体触媒

条例は**新しい許可制度**(5年更新制)に移行します

5 許可が必要な営業

- ★ 特定金属類の売買、交換、委託を受けての売買、委託を受けての交換をする営業
※金属回収業者、金属リサイクル商、使用済自転車・原動機付自転車の引取業者等
- ◆ 自己又は他人の委託を受け、営業所を設けて特定金属類の取引を行う者の他、営業所を設けず、**行商だけ**により特定金属類の取引を行う者も含まれる。
- ◆ 営業所の有無を問わず事業主単位となるため、人（法人）ごとに許可を受けなければならない。

※ 改正条例では許可証が廃止になっています。許可時には許可者に対して許可番号や許可の有効期間が通知されますので、亡失しないように管理をお願いいたします。

第1章 条例の概要 ② 許可取得

以下の営業形態は許可を受ける必要がありません。

【盗品等の流通のおそれが少ない営業】

★ 特定金属類の売却のみを行う営業

- ・ 無料回収所、バザー、製造等の過程で発生した副産物を売却するのみの業態 等

★ 特定金属類の買い受けのみを行う営業

- ・ 買い受けた特定金属類を電気炉等で溶解し、新たな金属製品を生産する業態（製鋼業、鑄造業等）

第1章 条例の概要 ② 許可取得

6 許可を受けられない方

14項目・・・詳細は条例第4条を参照！

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ5年を経過しない者
- ③ 特定の法令において罰金の刑に処せられ5年を経過しない者（古物営業法、質屋営業法、犯罪の収益の移転防止に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、本条例、刑法等）
- ④～⑨ 古物営業法、質屋営業法、本条例の許可を取消され5年を経過しない者、又は許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日等までの間に返納、廃止した日から5年を経過しない者
- ⑩ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑪ 心身の故障により特定金属類取扱業の業務を適正に実施することができない者
- ⑫ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（法定代理人が①～⑪、⑬、⑭のいずれにも該当しないものを除く。）
- ⑬ 法人で、その役員のうちに①～⑪のいずれかに該当する者があるもの
- ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第1章 条例の概要 ② 許可取得

7 手数料

許可申請・・・17,000円

更新申請・・・16,000円

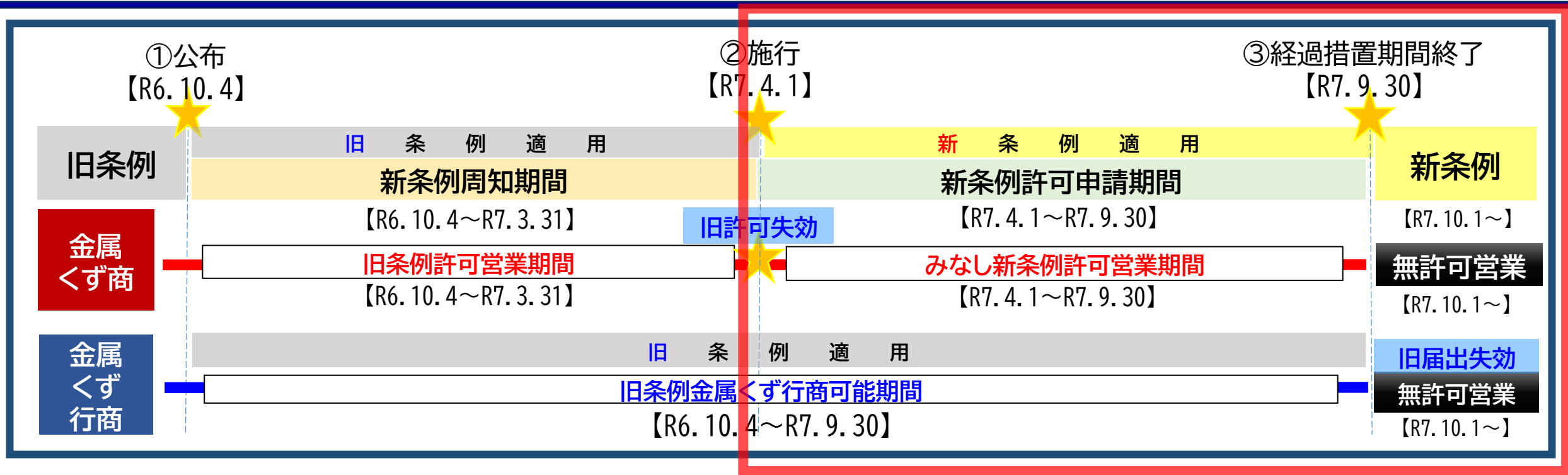
8 経過措置期間

施行・・・令和7年4月1日

旧条例の許可（届出）を受けている場合でも、令和7年4月1日～令和7年9月30日までの間に新規許可申請をしないで同年10月1日以降に特定金属類を売買等した場合は、無許可営業として刑事処分などの対象となる場合があります。

経過措置期間

令和7年4月1日～令和7年9月30日



金属くず商・行商ともに**施行日から経過措置期間終了日までの間に新規許可申請**を行う必要があります

★ 金属くず商: 施行日から経過措置期間終了日までは、**みなし新条例許可営業期間**(営業可)
施行日以降、**新条例に基づいた営業**を遵守

◆ 金属くず行商: 施行日以降も経過措置期間終了日までは**旧条例**に基づいた営業を遵守

★ いずれも経過措置期間終了日までに新規許可申請をしていない場合、**無許可営業になる**

R7.10.1
以降

第1章 条例の概要

③ 遵守事項

★変更・廃止等の届出

条例第8条、第9条、施行規則第8条、第9条

- ・許可の申請内容に変更があった場合、又は、営業を廃止等した場合には届出をしなければなりません。

★名義貸しの禁止

条例第10条

- ・自己の名義をもって、他人に特定金属類取扱業を営ませてはなりません。

★行商の証明書の作成・携帯

条例第11条、施行規則第10条

- ・特定金属類取扱業者が行商をする場合、公安委員会規則で定める様式に従って行商証明書を作成しなければなりません。
- ・行商をする（従業者等に行商をさせる）際には、行商証明書を携帯しなければ（させなければ）なりません。
- ・取引の相手から証明書の提示を求められた際には、行商証明書を提示しなければなりません。

第1章 条例の概要

③ 遵守事項

★標識の掲示

条例第12条、施行規則第11条、第12条

- ・ 県内の営業所において公衆の見やすい場所に標識（公安委員会規則で定める様式）を掲示しなければなりません。
- ・ 自社ウェブサイトを有している場合、ウェブサイト上に氏名又は名称、許可番号等を表示しなければなりません。

★営業の制限

条例第13条

- ・ 営業所又は取引相手の住所若しくは居所、事務所、作業場所等以外の場所で、特定金属類取扱業者以外の者から特定金属類を受け取ってははいけません。
- ・ 相手方の居宅などの解体場所等での取引は可能ですが、路上や街頭において一般客からの特定金属類の受け取りはできません。

第1章 条例の概要

③ 遵守事項

★取引相手の本人確認

条例第14条、施行規則第13条から第18条

- ・ 特定金属類の買受け時に、取引相手に身分証明書の提示を求めるなど、確実な本人確認をしなければなりません。

★盗難品の疑いがある特定金属類の申告

条例第15条

- ・ 買受け時、特定金属類に盗難の疑いがある場合には、直ちに警察官に申告をしなければならない義務があります。

★本人確認記録の作成（写しの保存）

条例第16条、施行規則第20条

- ・ 本人確認記録の作成として、取引相手の身分証明書等の写しを3年間、営業所に備え付けなければなりません。
- ・ 特定金属類取扱業者が特定金属類を引き取る際に取引相手の確認を確実に行ったことを裏付ける重要な資料となります。

第1章 条例の概要

③ 遵守事項

★取引の記録の作成・備え付け等

条例第17条、施行規則第21条から第23条

- ・特定金属類を取引した際には、その取引内容（取引の年月日、特定金属類の品目及び数量、特徴、取引相手、確認の方法等）を帳簿等に記録し、3年間営業所に備え付けなければなりません。

★品触れ

条例第18条

- ・特徴的な盗品等については警察本部長等から手配の書面（品触れ）を発することがあります。
- ・品触れは受領した日付等を記録し、6か月間保存しなければなりません。
- ・品触れに記載された盗品等を所持していたときは、直ちに警察官に届出なければなりません。

★差止め

条例第19条

- ・買受け等をした特定金属類に盗品等の疑いがあるときは警察本部長等の保管命令により保管を命じられる場合があります。

第1章 条例の概要

④ 公安委員会による監督事項

★報告徴収・立入検査

- ・ 必要な報告または資料等の提出を求めることがあります。
- ・ 必要により警察職員が営業所等への立入り検査を実施します。

★指示・営業停止等

- ・ 条例に違反した場合、刑事処分その他、行政処分（指示、営業停止、許可取消し）の対象となります。

第1章 条例の概要

⑤ 罰則

【主な罰則】

罰則	違反行為
<u>1年以下の拘禁刑</u> 又は <u>100万円以下の罰金</u>	無許可営業
	営業停止命令違反 等
<u>6月以下の拘禁刑</u> 又は <u>30万円以下の罰金</u>	本人確認義務違反
	本人確認記録の作成義務違反（写しの保存義務） 【新設】
	取引記録の作成義務、虚偽記載違反 等

2

施行規則

第2章 施行規則 ① 申請要領

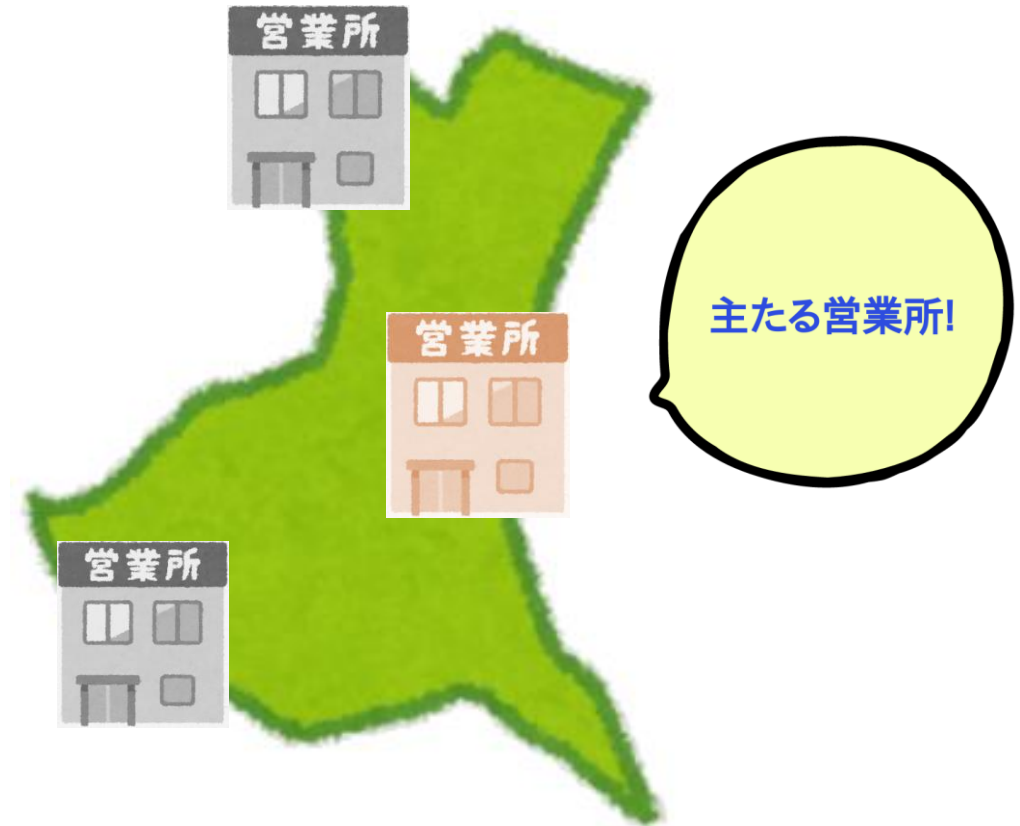
1 許可申請をする警察署

★ 茨城県内に営業所を設けるとき

- ・ 主たる営業所の所在地を所管する警察署

★ 茨城県内に営業所を設けないとき

- ・ 茨城県内いずれかの警察署
※その後の変更届出書などについては、全て許可を受ける際に申請した警察署に提出することになります。



第2章 施行規則 ① 申請要領

3 許可申請時の添付書類（申請書が個人の場合）

1. 履歴書（厚生労働省が様式例を公開していますので参考にしてください。）
2. 住民票の写し（日本人は本籍、外国人は国籍及び在留資格等が記載されたもの）
3. 条例第4条第1号～第12号及び第14号に該当しない旨の誓約書
（県警HPに様式例が掲載されています。）
4. 破産をして復権を得ない者に該当しないことの市町村長発行の身分証明書
（外国人は発行がされないため不要）
5. 未成年者の場合は法定代理人関係書類

第2章 施行規則 ① 申請要領

4 許可申請時の添付書類（申請書が法人の場合）

1. 定款の写し（原本の内容と相違ないことの代表者による証明をしたもの）
2. 登記事項証明書
※法人の目的については「特定金属類の売買をする」等の記載が必要となりますが、「金属くず商」「使用済金属類」など、いずれの呼称でも差し支えありません。
3. 役員全員の履歴書、住民票の写し、身分証明書
※監査役を含む。海外在住の役員がいる場合は、住民票の代わりにする住所を証明する書類。
4. 条例第4条第1号、第3号～第9号、第13号及び第14号に該当しない旨の誓約書（県警HPに様式例が掲載されています。）

第2章 施行規則 ① 申請要領

5 変更又は廃止等の届出

★ 変更の届出が必要な事項
※ 許可申請書に記載した事項に変更があった場合

- ① 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ② 営業所の名称及び所在地
- ③ 行商をしようとする者であるかどうかの別
- ④ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所 等

★ 廃止等の届出が必要な場合
許可者の死亡、法人の解散、営業の廃止 等

★ 変更又は廃止等の届出の期限
変更又は廃止等があった日から30日以内

変更届出書（別記様式第2号）

別記様式第2号その1(ア)（第8条関係）

受理年月日	年	月	日	受理番号	
				許可番号	

変更届出書

茨城県特定金属製取扱業に関する条例第8条の規定により変更の届出をします。

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可番号	
許可年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名又は名称	

変更事項

変更年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名又は名称	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
住 所	電話番号
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない

変更区分

1. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更（新欄・旧欄ともに記載）
2. 交替：従前の代表者が退任するとともに、新たに代表者が就任（新欄・旧欄ともに記載）

代 表 者	変更年月日	令和 年 月 日
	(フリガナ) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	(フリガナ) 氏 名	
新 加 者	生年月日	年 月 日
	(フリガナ) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号

備考 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

1 特定金属類取扱業行商の証明書 (施行規則別記様式第4号)

8.5	
特定金属類取扱業行商の証明書	
特定金属類取扱業者の氏名又は名称	
株式会社〇〇金属	
営業所の名称	
〇〇金属笠原支店	
営業所の所在地	
水戸市笠原町〇〇番地〇〇	
行商をする個人又は従業者の氏名	
茨城 花子	
許可番号	茨城県公安委員会 第1012599999号

★ 許可者自身が作成する必要があります。
(令和7年4月1日以降に改正条例の許可を取得した場合)

- ① 材 質：プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するもの
- ② 大きさ：縦5.4cm×横8.5cm
- ③ 写 真：行商をする個人又は従業者の写真
(縦3cm×横2.4cm)
- ④ 行商をする(させる)場合には、証明書を携帯し(させ)なければならない。
- ⑤ 取引の相手方から提示を求められたときは、本証明書を提示しなければならない。

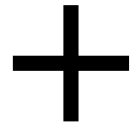
※法人や個人事業主に雇用されている従業者の場合は実際に行商行為をする従業者の氏名及び写真が入ります。

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

2 標識

★ 御自身で作成する必要があります。

- ① 材 質：金属、プラスチック又はこれと同程度以上の硬度を有するもの
- ② 大きさ：縦及び横それぞれ60cm以上
- ③ 色：白地に黒文字
- ④ 県内に所在する営業所ごとに掲示しなければならない。
- ⑤ 取引相手が容易に標識の内容を識別できる場所に掲示しなければならない。



★ ウェブサイト上への掲載が必要

- ① 氏名又は法人名、住所、法人代表者の氏名
- ② 許可の番号、有効期間 等

※常時使用する従業員が5名以下orウェブサイトを持していない場合は除く

特定金属類取扱業の許可に関する標識（別記様式第5号）

特定金属類取扱業の許可に関する標識	
氏名又は名称	株式会社〇〇金属
住 所	水戸市笠原町〇〇番地〇〇
代表者の氏名	茨城 太郎
許 可 番 号	茨 城 県 公 安 委 員 会 第 1 0 1 2 5 9 9 9 9 9 号
許可の有効期間	令和 7 年 4 月 1日から 令和12 年 3月31日まで
営 業 所 の 名 称	〇〇金属笠原支店

第2章 施行規則 ② 詳細なルール

3 取引記録の作成等 ★ 3年間保存

- ★ 記録の方法（次のいずれか）
- ・ 買取明細書等の書面への記載（紙での作成）
 - ・ 電磁的方法による記録（データでの作成）
- ※指定の様式はありませんので、必要な記録事項を全て満たしている場合にはどのような形で記録しても問題ありません。

- ★ 記録事項（右記参考様式参照）
- ・ 売買等の年月日・場所
 - ・ 売買等に係る特定金属類の品目・数量
 - ・ 売買等に係る特定金属類の特徴
 - ・ 売買等の相手方の本人特定事項
 - ・ その他施行規則第23条に規定する事項

買受け時における取引記録の参考様式（自然人用）

買受け等の相手方関係	本人確認を行った年月日		本人確認を行った者	
	本人特定事項	氏 名	生年月日	
		住 居		
	相手方が国等である場合の当該国等の名称等			
	本人確認の方法	☐ 対面取引 ☐ 写真付きの本人確認書類での確認 ※その場で本人確認が終結する取引 ☐ 写真のない本人確認書類での確認 ※転送不要郵便の送達後に取引が可能 ☐ マイナンバーカード ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ その他（ ）		
代表者等（代理人）関係	本人確認を行った年月日		本人確認を行った者	
	本人特定事項等	氏 名	生年月日	
		住 居		
	買受け等の相手方との関係			
	本人確認の方法	☐ 買受け等の相手方の方法に同じ ☐ その他（ ）		
本人確認書類	☐ マイナンバーカード ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ その他（ ） ☐ 運転免許証・運転経歴証明書 ☐ 旅券等			
取引をした特定金属類	本人確認書類を補完する書類			
	品 目	数 量	個/kg	特 徴
	品 目	数 量	個/kg	特 徴
	品 目	数 量	個/kg	特 徴
	品 目	数 量	個/kg	特 徴
	品 目	数 量	個/kg	特 徴
買受け等の年月日				
買受け等の場所		☐ 営業所 ☐ その他（ ）		
取引記録の作成年月日		取引記録を作成した者		

3

本人確認書類・方法等

第3章 本人確認書類・方法等

1 本人確認書類・方法

★ 意義

営業所に換金のために持ち込まれる盗品が後を絶たない現状に対し、盗難等に遭った特定金属類の流通防止という本条例の目的を達成するために課された重要な義務規定

★ 本人確認書類



【例示】※詳細は施行規則第17条にて規定

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・住民票、戸籍の附票

等

◆ 本人確認の義務が免除される取引

一度に買受けする特定金属類の金額の総額が200円未満の場合は、本人確認義務が免除されます。

第3章 本人確認書類・方法等

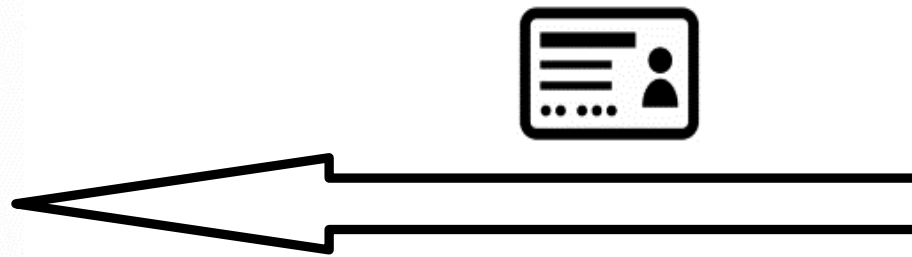
【本人確認の方法 イメージ図】

○ 相手方が**自然人**（第2号の外国人以外）である場合

施行規則第13条第1項第1号アの方法

対面取引

① 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の**提示**を受ける。

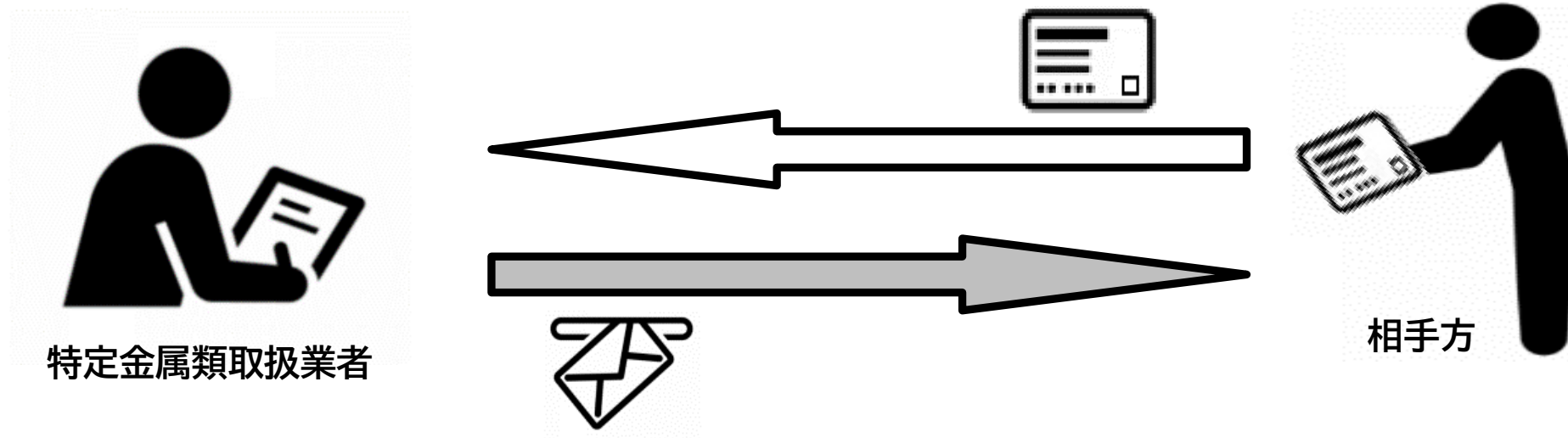


その場での取引が可能

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第1号イの方法

- ① 顔写真のない本人確認書類（住民票の写し、印鑑証明書等）の提示を受ける。



- ② 相手方に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。

第3章 本人確認書類・方法等

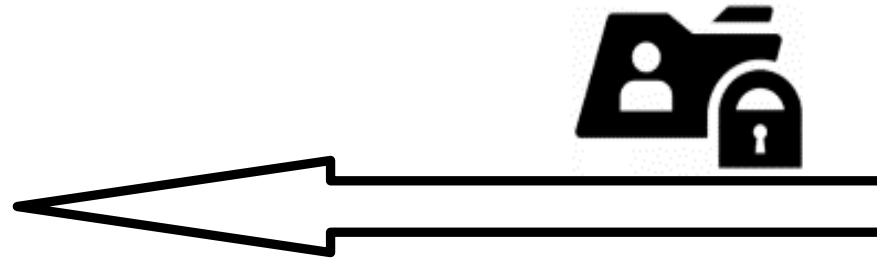
施行規則第13条第1項第1号ウの方法

非対面取引

- ① 特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して特定本人確認用画像情報（容姿の写真＋運転免許証等自体の画像情報等）の送信を受ける。



特定金属類取扱業者



相手方

第3章 本人確認書類・方法等

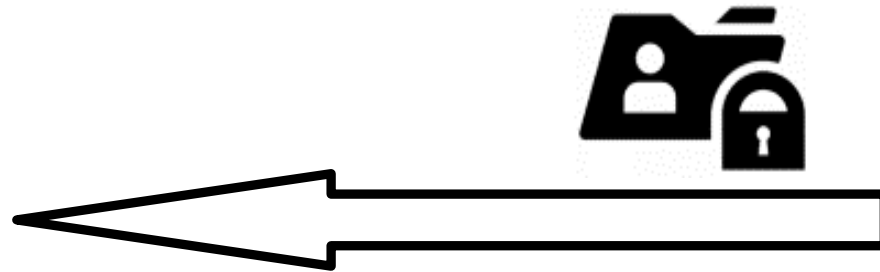
施行規則第13条第1項第1号工の方法

非対面取引

- ① 特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して
容姿の写真（本人確認用画像情報） + ICチップ付き本人確認書類を読み取った情報
の送信を受ける。



特定金属類取扱業者



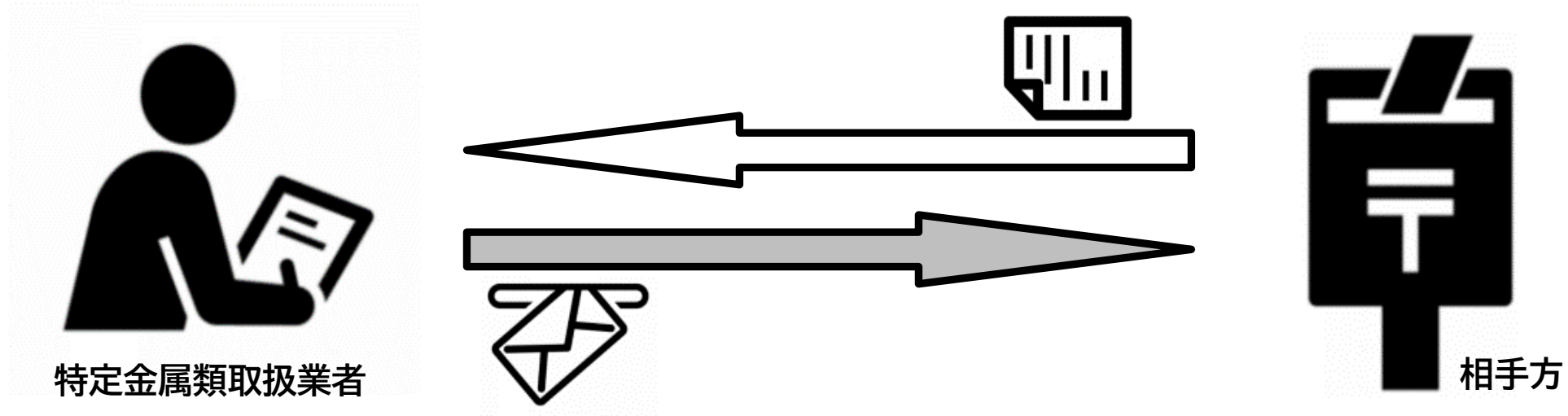
相手方

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第1号才の方法

非対面取引

- ① 顔写真のない本人確認書類（住民票の写し、印鑑証明書等）の送付を受ける。



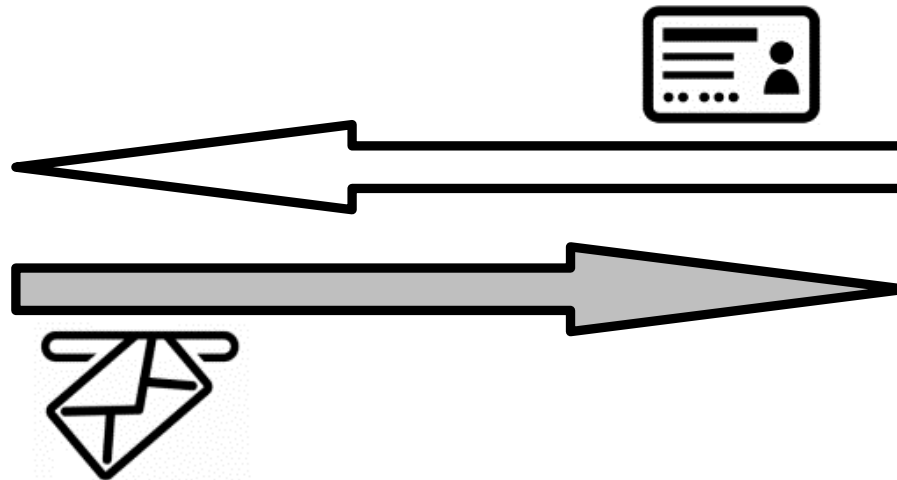
- ② 相手方に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第1号力の方法

非対面取引

- ① 本人確認書類のコピーの送付を受ける。



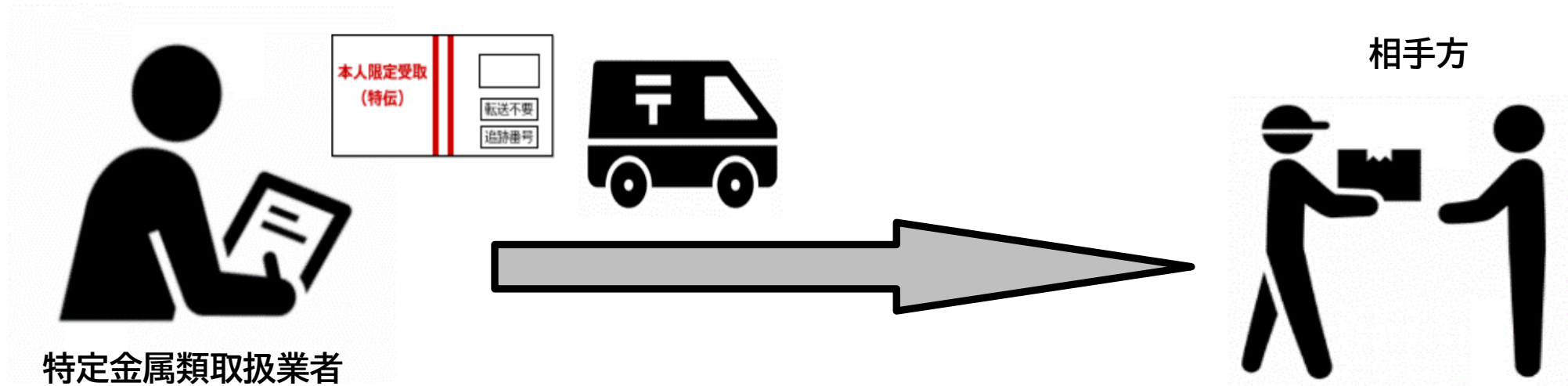
- ② 相手方に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第1号キの方法

非対面取引

- ① 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、取引関係書類を相手方に送付する。



第3章 本人確認書類・方法等

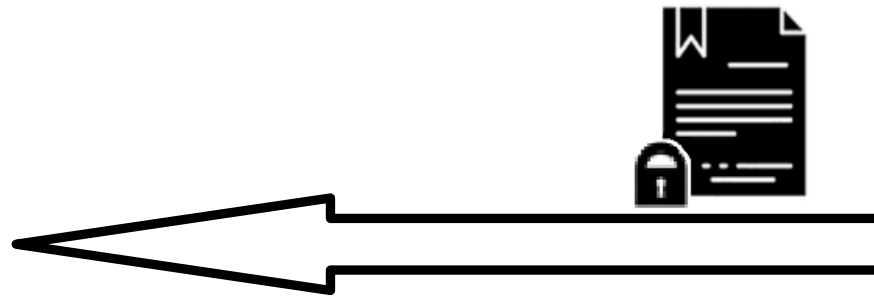
施行規則第13条第1項第1号クの方法

非対面取引

- ① 相手方の電子署名が行われた契約関係の情報及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を受ける。



特定金属類取扱業者



相手方

第3章 本人確認書類・方法等

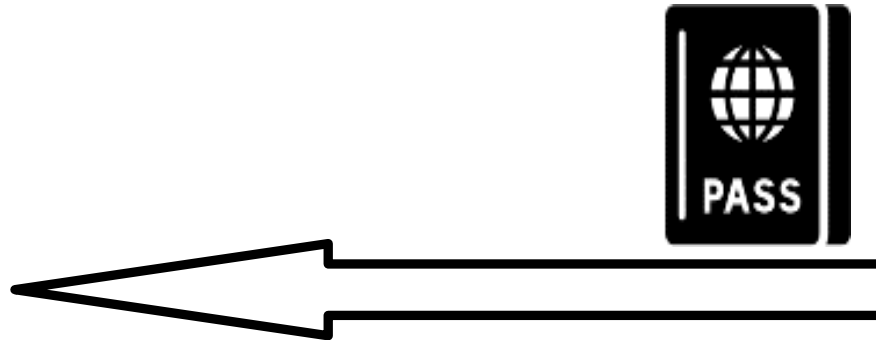
【本人確認の方法 イメージ図】

- 相手方が**住居の確認を要しない外国人**である場合
(日本に住居がない外国人で提示したパスポートに自国の住居の記載がない外国人)

施行規則第13条第1項第2号 の方法

対面取引

- ① パスポートの**提示**を受ける。(住居の代わりに国籍及び旅券番号の確認)



その場での取引が可能

第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認の方法 イメージ図】

○ 相手方が法人である場合

※ 法人の確認に加え、代表者等（取引担当者）の確認も必要。

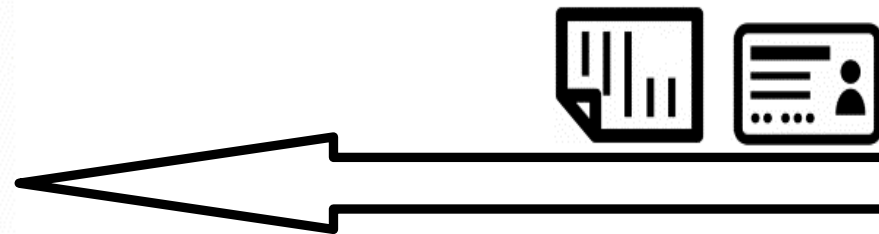
施行規則第13条第1項第3号アの方法

対面取引

- ① 法人の代表者等から本人確認書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書等）の提示を受ける。（取引担当者からも本人確認書類の提示を受ける。）



特定金属類取扱業者



相手方

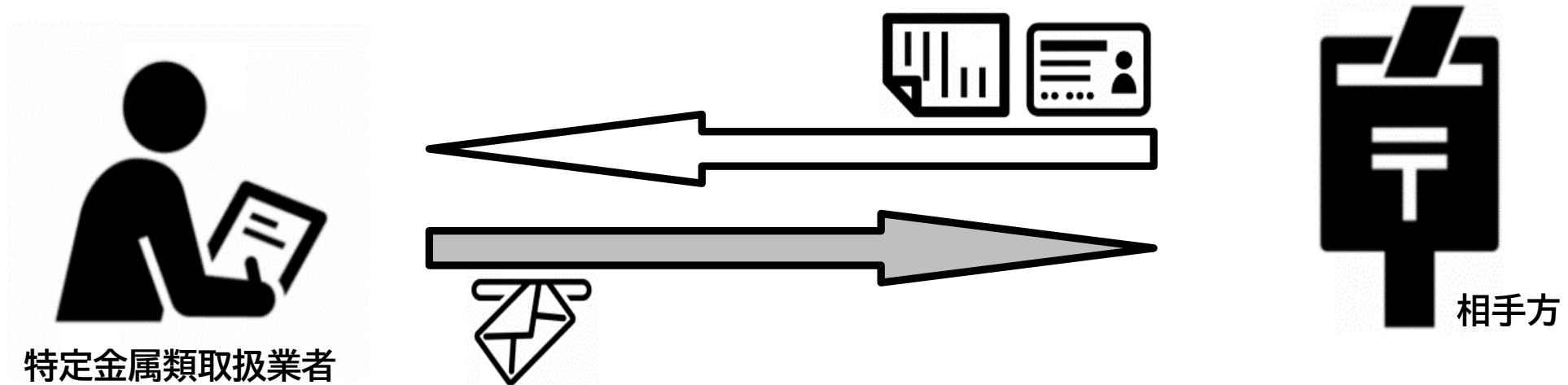
その場での取引が可能

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第3号イの方法

非対面取引

- ① 法人の代表者等から本人確認書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書等）の送付を受ける。（取引担当者の本人確認書類についても送付を受ける。）



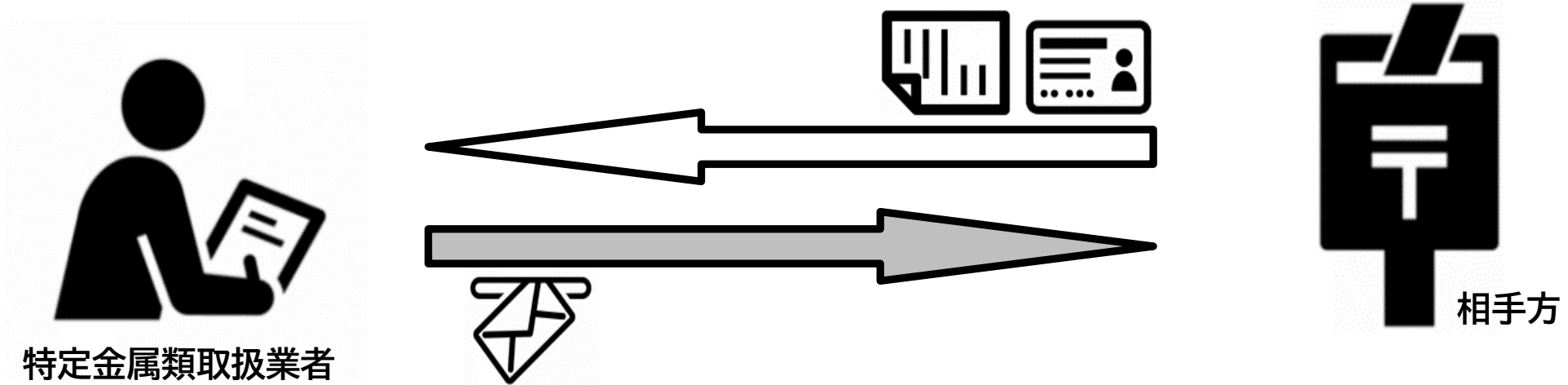
- ② 法人に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。（取引担当者の住居に宛てても同様に転送不要郵便物等を送付する。）

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第3号ウの方法

非対面取引

- ① 法人の代表者等から本人確認書類のコピーの送付を受ける。
(取引担当者の本人確認書類についても送付を受ける。)



- ② 法人に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
(取引担当者の住居に宛てても同様に転送不要郵便物等を送付する。)

第3章 本人確認書類・方法等

施行規則第13条第1項第3号イの方法

非対面取引

- ① 法人の電子署名が行われた契約関係の情報及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を受ける。（取引担当者の本人確認書類についても送付等を受ける。）



特定金属類取扱業者



相手方

第3章 本人確認書類・方法等

2 本人確認記録の作成及び保存方法

★ 3年間保存

★ 意義

特定金属類の取引の公正を期するためには、相手方の本人確認とともに確認義務履行の担保として、提示を受けた書類の写しを作成、保存することが適正営業の観点からも望ましいものであり、犯罪の予防、盗品等の発見の見地からも、写しの作成によって取引の相手方の人定などを明らかにしておくことは、盗品等を持ち込む者が取引を躊躇することにより犯罪の予防と盗品等の流通を防止するのに役立つものである。

※ 第14条第4項に規定する200円以下の少額取引については、本条のただし書きにより本人確認記録の作成についても免除されます。

第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】



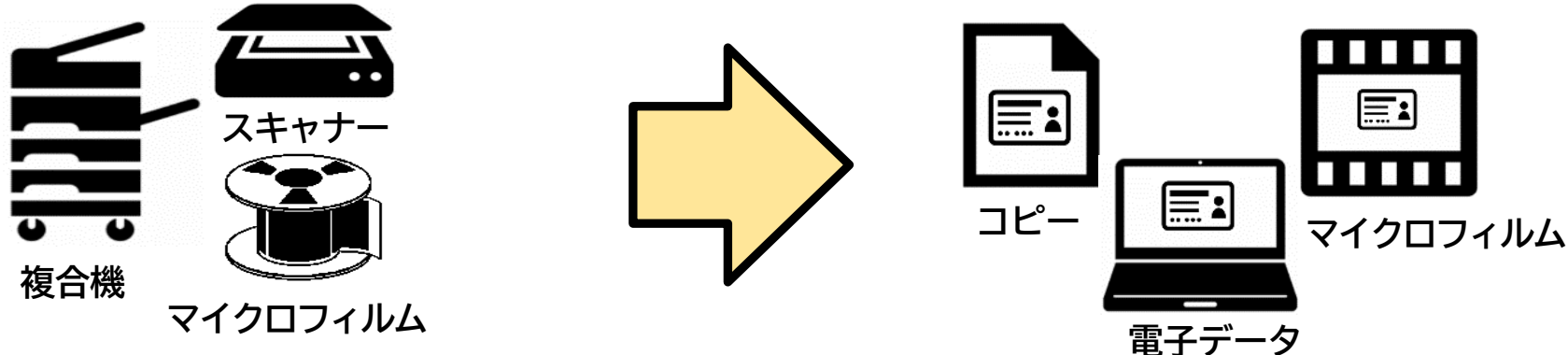
○ 写真付き本人確認書類での1点確認（施行規則第20条第1号の方法）

対面取引

以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

- ① 自然人が面前で写真付き本人確認書類を提示した場合（第13条第1項第1号アの方法）
- ② 日本国内に住居がない外国人がパスポートを提示した場合（第13条第1項第2号の方法）
- ③ 法人の担当者が面前で登記関係書類を提示した場合（第13条第1項第3号アの方法）
- ④ 取引の担当者が面前で本人確認書類を提示した場合（第16条第1項第1号の方法）

提示を受けた本人確認書類をコピー機等を利用してコピー又はデータ等で保存する方法



第3章 本人確認書類・方法等

留意事項

マイナンバー（個人番号）や基礎年金番号、被保険者番号（健康保険証）等については個別の法律においてコピーなどをして収集することが禁止されています。

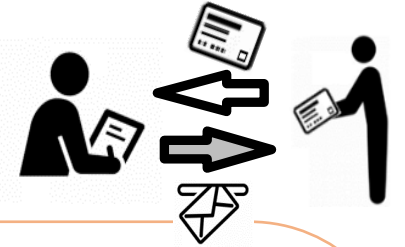
そのため、マイナンバーカード等の写しを作成する場合には、当該番号を書き写したり、番号部分をコピーをしないようにする必要があります。

写しを取る際には、マイナンバーカードにあっては裏面のコピーをしないようにし、健康保険証などについては、該当の番号部分を復元できないようにマスキング等した後にコピーをするなどしてください。

第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

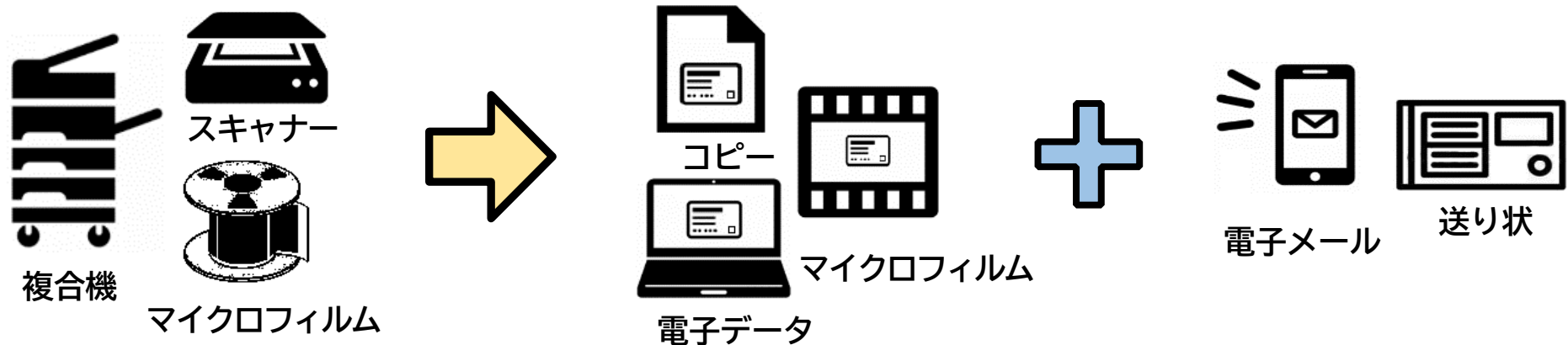
○ 写真のない本人確認書類での対面確認（施行規則第20条第2号の方法）



以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

- ① 自然人が面前で写真なし本人確認書類を提示した場合（第13条第1項第1号イの方法）
- ② 取引の担当者が面前で写真なし本人確認書類を提示した場合（第16条第1項第2号の方法）

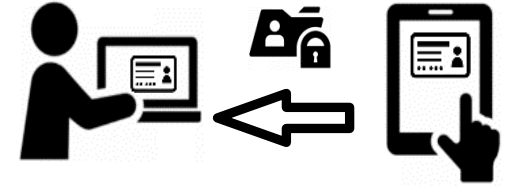
提示を受けた本人確認書類をコピー機等を利用して



コピー又はデータ等で保存 + 転送不要郵便の送付記録を保存する方法

第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

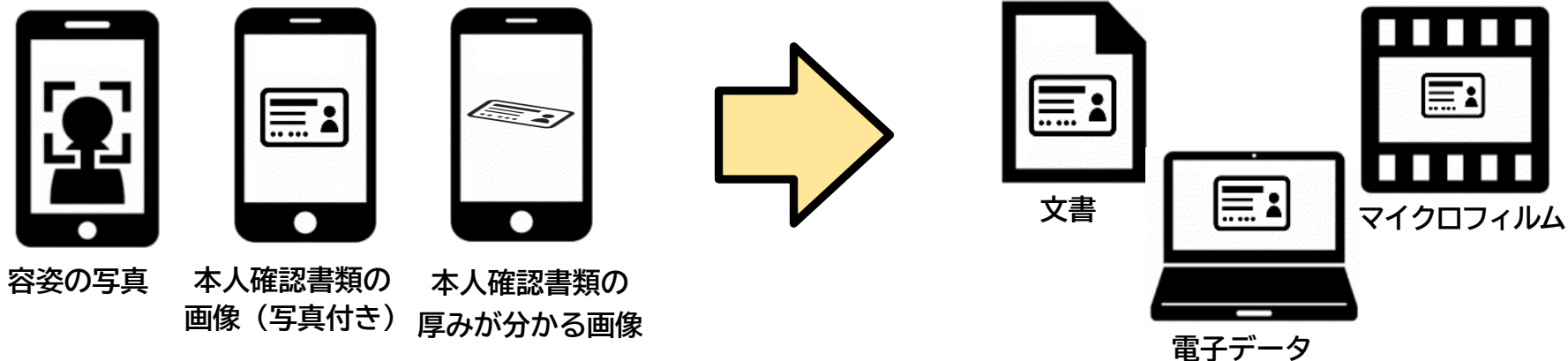


○ ソフトウェアを利用した画像情報の受信での確認（施行規則第20条第3号の方法）

以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

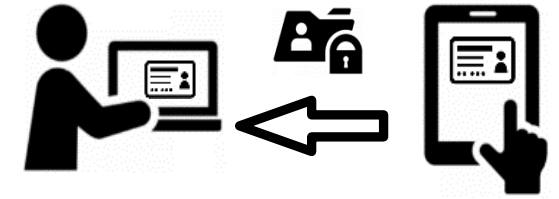
- ① 自然人が容姿の写真及び運転免許証等の画像情報を送信した場合（第13条第1項第1号ウの方法）
- ② 取引の担当者が容姿の写真及び運転免許証等の画像情報を送信した場合（第16条第1項第3号の方法）

送信を受けた特定本人確認用画像情報を文書又はデータ等で保存する方法



第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

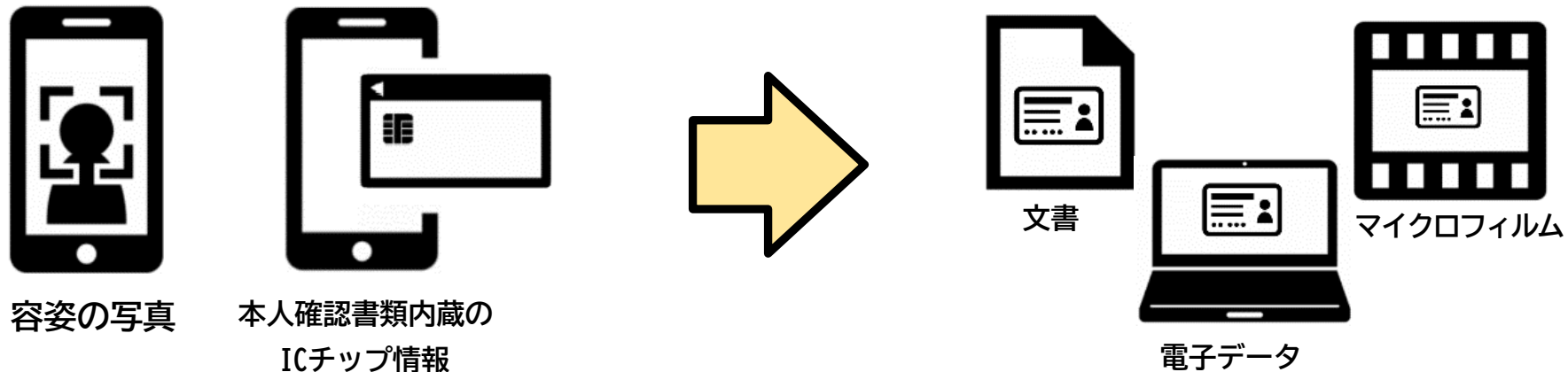


○ ソフトウェアを利用した画像情報の受信での確認（施行規則第20条第4号の方法）

以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

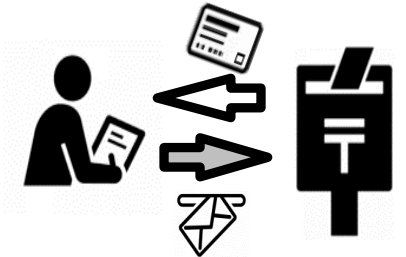
- ① 自然人が容姿の写真及び運転免許証等のICチップ情報を送信した場合（第13条第1項第1号エの方法）
- ② 取引の担当者が容姿の写真及び運転免許証等のICチップ情報を送信した場合（第16条第1項第4号の方法）

本人確認書類内蔵のICチップの情報を文書又はデータ等で保存する方法



第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】



○ 本人確認書類の送付での本人確認（施行規則第20条第5号の方法）

以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

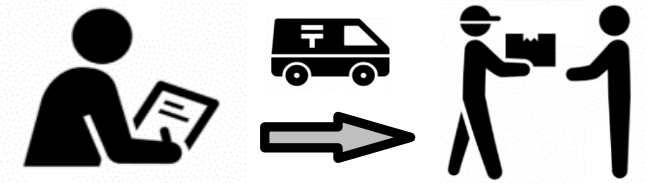
- ① 自然人から本人確認書類又はその写しの送付を受けた場合（第13条第1項第1号オ又はカの方法）
- ② 法人から本人確認書類又はその写しの送付を受けた場合（第13条第1項第3号イ又はウの方法）
- ③ 取引の担当者から本人確認書類又はその写しの送付を受けた場合（第16条第1項第5号又は6号の方法）

送付を受けた本人確認書類をコピー機等を利用して



第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

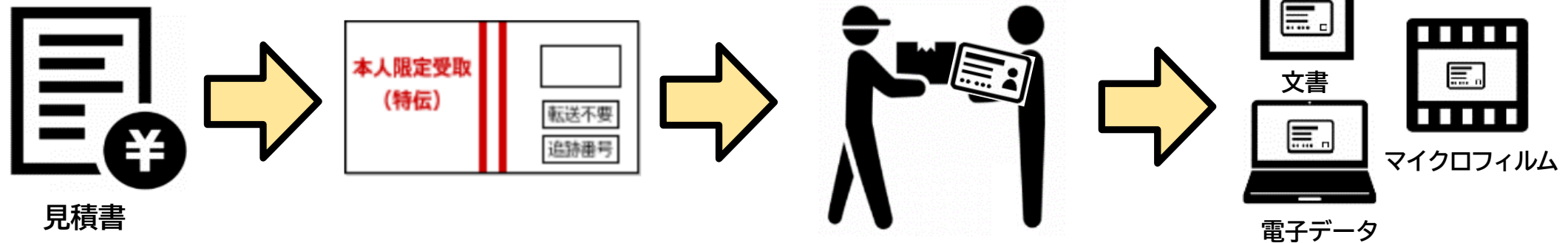


○ 特定事項伝達型本人限定受取郵便での本人確認（施行規則第20条第6号の方法）

以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

- ① 自然人の住所に見積書等を本人限定受取郵便（特伝）で送付した場合（第13条第1項第1号キの方法）
- ② 取引の担当者の住所に見積書等を本人限定受取郵便（特伝）で送付した場合（第16条第1項第7号の方法）

聴取した相手の住所に宛てて見積書等を本人限定受取郵便（特伝）で送付して

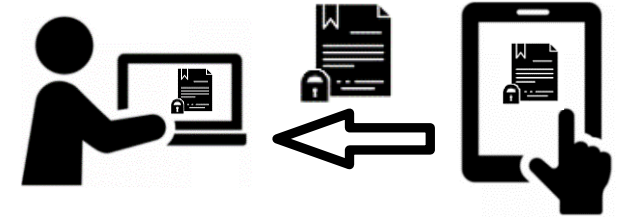


配達員が写真付き本人確認書類を確認し、配達員から伝達された情報を保存する方法

第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

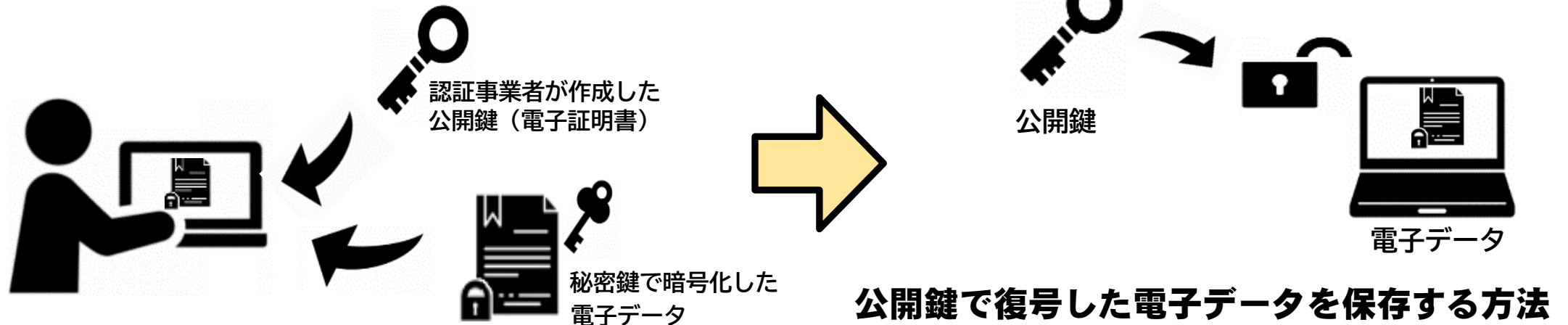
○ 電子署名を利用した本人確認（施行規則第20条第7号の方法）



以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

- ① 自然人が電子証明書及び電子署名付き契約関係情報の送信をした場合（第13条第1項第1号クの方法）
- ② 法人担当者が電子証明書及び電子署名付き契約関係情報の送信をした場合（第13条第1項第3号工の方法）

取引相手が電子証明書と電子署名がされたデータを送信



第3章 本人確認書類・方法等

【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

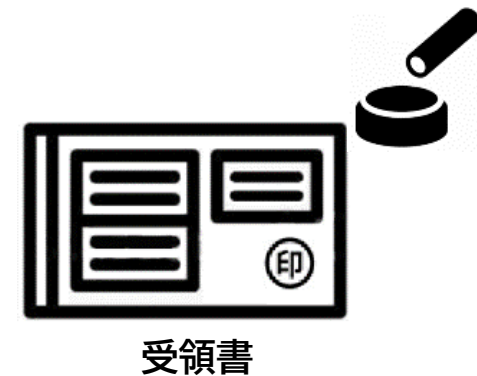
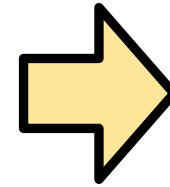
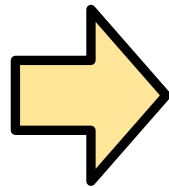
- 転送不要郵便の代わりに相手方住居で直接交付する方法での本人確認（施行規則第20条第8号の方法）



以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

- ① 自然人の住居等で直接見積書等を交付した場合（第13条第2項の方法）
- ② 取引の担当者の住所等で直接見積書等を交付した場合（第16条第2項の方法）

作成した見積書等を相手方等の住居等で直接交付して



交付の際に受け取りに関する書類（受領書等）を受領して保管する方法

第3章 本人確認書類・方法等

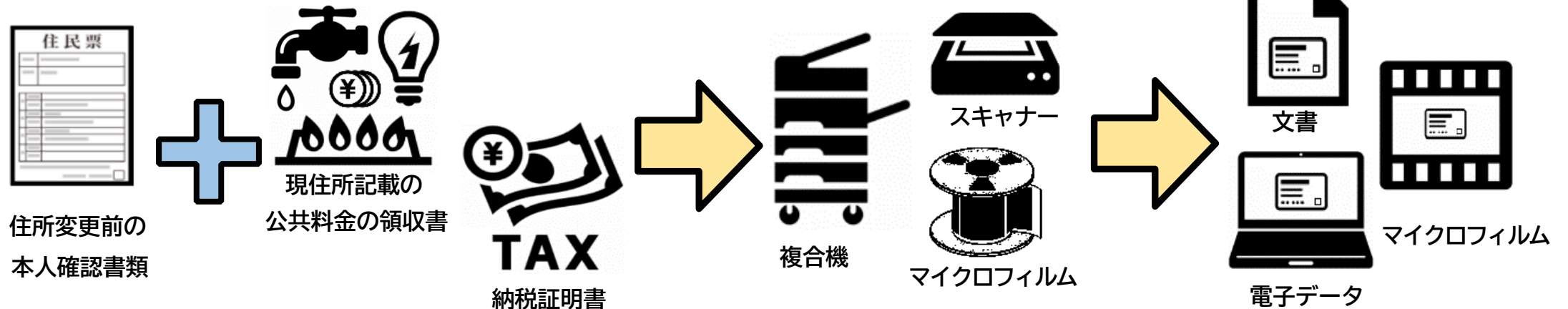
【本人確認記録の作成及び保存方法 イメージ図】

- 現住居の記載のない本人確認書類＋補完書類での本人確認（施行規則第20条第9号の方法）

以下の方法で本人確認をした場合の本人確認記録

自然人、法人又は取引の担当者が、住所変更していない運転免許証等を提示等した場合（第17条第2項の方法）

提示又は送付等を受けた本人確認書類及び補完書類を



コピー機等を利用して、文書又はデータ等で保存する方法

★ お知らせ

今回の説明会で使用したパワーポイント資料については
茨城県警察HP

<http://www.pref.ibaraki.jp>

CLICK

手続き申請 → 金属くず取扱業
に、2月中旬ごろを目安にアップロードいたします。

お問い合わせ先

生活安全総務課条例改正PT係宛

029-301-0110



ご清聴ありがとうございました